

狭山商工会議所  
会頭 後藤 清 殿

日本労働組合総連合会埼玉県連合会  
会 長 近藤 嘉  
連合埼玉西部第四地域協議会  
議 長 大森 洋司



## 中小企業の労働条件格差是正に関する要請

貴会におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は当連合会の運動に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

日本の経済は、コロナ禍のマイナス成長から回復傾向にあります。個人消費が低迷し、海外と比較するとその回復スピードは遅い状況にあります。また、家計・企業のデフレマインド根強く残っている中での輸入物価の上昇は、家計において賃金が物価上昇に追いつかない、企業においては、適切な価格転嫁が進まないなどの問題を引き起こしている。こうした状況を変え、経済社会のステージを転換するには「人への投資」が重要です。地域経済の活性化も同様であり、公労使それぞれが課題解決への取り組みを継続強化していく必要があります。

このような状況の中、連合は『くらしをまもり、未来をつくる。』をスローガンに掲げ、2022 春季生活闘争の「未来づくり春闘」を基本フレームに、急性インフレと慢性デフレが重なった物価上昇への対応という新たな要素を加え、2023 春季生活闘争に取り組んでいます。また、1995 年から「地域における不合理な賃金格差の是正」に向け、地域における賃金の産業・地場相場を形成するための「地域ミニマム運動」にも取り組んでいます。

私たち連合埼玉でも、県内の未組織労働者の処遇改善に広く波及させるべく、社会への浸透のための運動および中小・地場組合を支援する活動を推進しています。その一環として、県内の労働者の賃金実態の把握と格差の是正をはかるため、埼玉県下全域の中小企業労働者を対象に労働条件の実態調査を実施しました。その結果をもとに、大規模企業とのさまざまな格差や中小企業がおかれている状況や実態、また、生活保護基準を勘案し、めざすべきポイント年齢別の最低賃金基準を下記のように設定しました。つきましては、連合埼玉の「地域ミニマム運動」の取り組み主旨をご理解いただき、貴会の会員事業主に対する、適切なお指導を賜りますようお願いする次第です。

### 記

「2023年度 年齢別最低賃金基準」の理解と設定基準以下の事象がある場合は、本年度の改定で是正をはかり、この水準以上に引き上げることを要請します。

#### (1) 2023年度「年齢別最低賃金基準」(ミニマム賃金)

20歳	171,000円
25歳	193,000円
30歳	210,000円
35歳	228,000円
40歳	240,000円
45歳	261,500円

ミニマム賃金は年齢別基準の目標値として提示しています。各年齢別の最低賃金水準は、20歳年齢ポイント(2,000円UP)以外は昨年と同額です。

- ① 賃金は、男女同一です。
- ② 年齢は今年の4月1日現在の満年齢です。
- ③ 設定額は、いずれも今年の4月分給与からです。
- ④ この金額は、時間外手当・休日出勤・交替手当・通勤手当を除き、毎月決まって支払われる所定労働時間内の賃金です。

#### (2) 設定基準の根拠と考え方

(別紙、添付資料参照)

以上